

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月11日変更  
 平成28年10月18日変更  
 平成29年4月1日変更

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月11日変更  
 平成28年10月18日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年 月 日変更

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(小売需要の想定)</p> <p>第6条 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。以下本章において同じ。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、本章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。</p> <p>2 小売電気事業者は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。</p>	<p>(小売需要の想定)</p> <p>第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、本章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。</p> <p>2 小売電気事業者等は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。</p>
<p>(小売需要の想定を検証)</p> <p>第7条 小売電気事業者は、第5条第2項及び第3項に準じ、小売需要の実績と需要想定との差異について比較し、その差異について検証を行う。</p> <p>2 小売電気事業者は、前項の検証結果を、小売需要の想定に反映するものとする。</p>	<p>(小売需要の想定を検証)</p> <p>第7条 小売電気事業者等は、第5条第2項及び第3項に準じ、小売需要の実績と需要想定との差異について比較し、その差異について検証を行う。</p> <p>2 小売電気事業者等は、前項の検証結果を、小売需要の想定に反映するものとする。</p>
<p><b>第3章 供給計画の取りまとめ等</b></p> <p>(供給計画の案の提出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者 毎年2月10日</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第3章 供給計画の取りまとめ等</b></p> <p>(供給計画の案の提出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等及び発電事業者 毎年2月10日</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(供給計画の提出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者 毎年3月1日</p> <p>二 一般送配電事業者 毎年3月25日</p> <p>2 (略)</p>	<p>(供給計画の提出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等及び発電事業者 毎年3月1日</p> <p>二 一般送配電事業者 毎年3月25日</p> <p>2 (略)</p>
<p>(供給計画の案の調整等における考慮事項)</p> <p>第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)が提出した供給計画の案における考慮事項 ア～エ (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>(供給計画の案の調整等における考慮事項)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 小売電気事業者等が提出した供給計画の案における考慮事項 ア～エ (略)</p> <p>四 (略)</p>
<p>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 小売電気事業者(特定送配電事業者を含み、全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。)</p>	<p>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 小売電気事業者等(全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>い事業者に限る。以下本項で同じ。)の供給力の確保状況</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>三 小売電気事業者の需要実績及び需要想定</p> <p>四 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>以下本条で同じ。)の供給力の確保状況</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>三 小売電気事業者等の需要実績及び需要想定</p> <p>四 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p>
<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、イ、ウ及びカにおいて同じ。)</p> <p><u>イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合</u></p> <p><u>ウ 連系線の長期計画 連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となった場合</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第1項第2号アからエ及びカの要件 四半期に1回</p> <p>二 第1項第2号オの要件 年1回</p> <p>4 本機関は、第1項第2号キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する。</p>	<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下エにおいて同じ。)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第1項第2号ア、イ及びエの要件 四半期に1回</p> <p>二 第1項第2号ウの要件 年1回</p> <p>4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する。</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合は、系統連系希望者に対する回答に先立</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p><u>三 10万キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。)の連系可能量をいう。)の範囲内であるか否かを判定した結果</u></p> <p>3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合は、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>	<p>答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合は、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、第95条及び第96条の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、<u>第92条第2項、第95条第2項</u>及び第96条第4項の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第2項の通知を受けた場合は、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第<u>1</u>項の通知を受けた場合は、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)</p> <p>第125条 発電事業者は、<u>リプレース対象廃止計画を提出した場合において、リプレース対象事業者が第一電気所が同一となる地域(但し、第一電気所が同一であっても、母線分割等によって上位系統が異なる場合は除く。以下同じ。)</u>で発電設備等の建替を予定しているときは、その旨を本機関に報告しなければならない。</p>	<p>(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)</p> <p>第125条 <u>リプレース対象廃止計画を提出した</u>発電事業者は、<u>業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは</u>、その旨を本機関に報告しなければならない。</p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第128条 <u>リプレース対象系統</u>に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要綱に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第128条 <u>プロセス対象送電系統</u>に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要綱に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</p>
<p>(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)</p> <p>第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象事業者たる発電事業者が、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等を廃止する場合は、リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらず、<u>廃止日から12か月が経過するまでの間、第一電気所が同一となる地域で、</u>発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)</p> <p>第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象<u>廃止計画を提出した</u>発電事業者が、設備容量が10万キロワット以上の<u>リプレース</u>発電設備等を廃止する場合において、<u>業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、</u>リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらずに、<u>新設</u>発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めた場合はこの限りでない。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第 8 章 需給状況の監視のための計画提出</p> <p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第 1 3 8 条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画 (<u>但し、調達先</u> (卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。) ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、<u>調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</u>)</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画 (<u>但し、販売先</u> (卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。) ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、<u>販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</u>)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表 8-1 (略)</p>	<p>第 8 章 需給状況の監視のための計画提出</p> <p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第 1 3 8 条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる<u>需要調達計画等ごとに、各号に定める事項</u>を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画 (調達先 (卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。) ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、<u>調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u>)</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画 (販売先 (卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。) ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、<u>販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u>)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表 8-1 (略)</p>
<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第 1 3 9 条 (略)</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に<u>掲げる事項</u>を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画 (<u>但し、販売先</u>ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、<u>販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</u>)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画 (<u>但し、調達先</u>ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、<u>調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</u>)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>別表 8-2 (略)</p>	<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第 1 3 9 条 (略)</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる<u>発電販売計画等ごとに、各号に定める事項</u>を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画 (販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、<u>販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u>)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画 (調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、<u>調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u>)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>別表 8-2 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(需要抑制契約者による計画の提出)</p> <p>第139条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)</p> <p>三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表8-3 (略)</p>	<p>(需要抑制契約者による計画の提出)</p> <p>第139条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表8-3 (略)</p>
<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 FIT法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。以下本条において同じ。)の発電計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者であつて特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者自らが作成するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号に基づいて、一般送配電事業者が入力し、又は、特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 FIT法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であつて特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号に基づいて、一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)				
<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。以下本項において同じ。)</u>が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力(法第27条の26第2項により準用する場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>3・4 (略)</p>		<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>小売電気事業者等</u>が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力(法第27条の26第2項により準用する場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>3・4 (略)</p>				
<p>(運用容量の算出断面)</p> <p>第197条 (略)</p> <p>一 <u>月間計画</u>以前の断面の運用容量を算出する場合</p> <p>二 <u>連系線の混雑</u>の発生が見込まれない場合</p> <p>三 (略)</p>		<p>(運用容量の算出断面)</p> <p>第197条 (略)</p> <p>一 <u>翌々日より前</u>の断面の運用容量を算出する場合</p> <p>二 <u>市場分断</u>の発生が見込まれない場合</p> <p>三 (略)</p>				
<p>(マージンの算定)</p> <p>第198条 <u>マージンの値は、本機関が必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表するものとする。</u></p>		<p>(業務規程第129条へ移設)</p> <p>第198条 <u>削除</u></p>				
<p>第2節 <u>連系線の利用</u></p> <p>(<u>連系線の利用申込み</u>)</p> <p>第199条 <u>連系線利用申込者は、原則として、供給開始日の10営業日前までに、本機関に対し、連系線希望計画を提出しなければならない。但し、連系線希望計画は、第201条に基づき供給先未定発電事業者等が提出する場合を除き、連系線利用に伴う供給先事業者が提出するものとする。</u></p>		<p>第199条 <u>削除</u></p>				
<p>(<u>更新した連系線利用計画の提出</u>)</p> <p>第200条 <u>連系線利用者は、本機関が連系線の潮流を監視し、計画潮流を更新するため、次の各号に掲げる計画を別表11-1で定める断面毎の提出期限までに、本機関に提出しなければならない。但し、更新前の連系線利用計画から変更がない場合については、提出することを要さない。</u></p> <p>一 <u>作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画</u></p> <p>二 <u>空容量算出用に更新された連系線利用計画</u></p> <p>2 <u>連系線利用者は、翌日計画以降において、連系線利用計画を関係する調達計画及び販売計画と一致させなければならない。</u></p>		<p>第200条 <u>削除</u></p>				
別表11-1 連系線利用計画の断面及び提出スケジュール						
対象期間	長期計画 (第3～ 第10年 度)	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌日計画	当日計画

変 更 前 (変更点に下線)							変 更 後 (変更点に下線)								
断面 (※1)	各年度別の 最大時 kW	日別 (※ 2) の昼間 帯、夜間帯 の最大時 kW	日別 (※ 2) の昼間 帯、夜間帯 の最大時 kW	30分ご と の kWh	30分ご と の kWh	30分ご と の kWh									
作業停止 計画の調 整用に更 新された 連系線利 用計画の 提出期限	毎年 1月15日 17時	毎年 12月20 日17時	毎月5日 17時												
空容量算 出用に更 新された 連系線利 用計画の 提出期限	毎年 3月10日 17時	毎年 3月1日 17時	毎月15日 17時	毎週火曜 日 17時 (※3)	受給日の 前日12 時 (※4)	原則とし て30分 ごとの実 需給の開 始時刻の 1時間前									
<p>(※1) 計画潮流及び空容量の単位</p> <p>(※2) 「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換する。</p> <p>(※3) 提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が、提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。</p> <p>(※4) 受給日の前日が休業日の場合も含む。</p>															
<p>(供給先未定発電事業者等による連系線の利用申込み)</p> <p>第201条 供給先未定発電事業者等は、連系線の利用を希望する場合、長期計画に限り、連系線希望計画及び前条第1項に掲げる更新された連系線利用計画を提出することができる。</p> <p>2 供給先未定発電事業者等は、連系線希望計画又は更新利用計画を本機関に提出しようとする場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 経済産業省令に準じた計画書等（但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を受けた供給計画により連系線希望計画又は連系線利用計画の妥当性が確認できる場合はこの限りでない。）</p> <p>二 その他本機関が必要とする書類</p> <p>3 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>4 連系線利用計画を提出した供給先未定発電事業者等が、供給先事業者を確保したときは、次の各号に掲げる手続きに基づき、当該連系線利用計画の全部又は一部を承継することができる。</p> <p>一 供給先事業者は、第199条に準じ、本機関に対し連系線希望計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から連系線利用計画を承継する旨を通知する。</p> <p>二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ連系線利用計画を承継する旨を本機関に通知する。</p>							第201条 削除								



変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p><u>（空おさえの禁止）</u></p> <p>第202条 <u>連系線利用者及び連系線利用申込者（以下、本節において「連系線利用計画等提出者」という。）は、実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、前3条に定める連系線希望計画及び更新利用計画の提出並びに連系線利用計画の変更及び通告変更の申込み（以下、総称して本節において「連系線希望計画の提出等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>連系線利用者は、連系線希望計画の提出後又は更新利用計画の提出後、次の各号に掲げるところにより、実際に連系線を利用する量が減少することが合理的に見込まれる場合には、連系線利用計画の更新若しくは変更又は通告変更を行い、容量登録した連系線利用計画又は通告値を減少しなければならない。</u></p> <p>一 <u>電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により、連系線利用計画等に対応する供給力等の減少の見込みが明らかになったとき</u></p> <p>二 <u>電力の受給に係る契約の変更又は電力の取引に関する計画の変更により、容量登録している量の連系線の利用が見込まれないことが明らかになったとき</u></p> <p>三 <u>連系線利用計画等に対応する需要等の減少の見込みが明らかになったとき</u></p> <p>四 <u>業務規程別表10-3に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面において、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えているとき</u></p> <p>五 <u>その他実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて連系線の容量登録をしていることが明らかになったとき</u></p> <p>3 <u>連系線利用にあたっては、連系線を利用して自然変動電源その他の出力が変動する電源から発電された電気を送電する場合は、連系線希望計画の提出等にあたって、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い連系線希望計画の提出等を行うとともに、過去の連系線利用計画等と利用実績との差異の検証を踏まえた改善を行うよう努める。</u></p> <p>一 <u>電力貯蔵装置又は他の電源との併用</u></p> <p>二 <u>発電実績統計に基づく安定して発電し得る電力の評価</u></p> <p>三 <u>天候予測等に基づく確度の高い発電電力の想定</u></p> <p>四 <u>その他の連系線利用者及び連系線利用申込者が蓋然性の高い連系線希望計画の提出等を行うための行為</u></p>	<p>第202条 <u>削除</u></p>
<p><u>（計画の変更）</u></p> <p>第203条 <u>連系線利用計画等提出者は、連系線希望計画、連系線利用計画又は通告値に変更が生じた場合、速やかに連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みを行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>連系線利用計画等提出者は、週間計画以降の連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みにおいては、変更理由を付さなければならない。</u></p> <p>3 <u>連系線利用計画等提出者は、別表11-1の翌日計画を変更又は当日計画を提出する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、当該連系線利用計画に係る事業者を通じて本機関に提出することができる。</u></p>	<p>第203条 <u>削除</u></p>
<p><u>（希望する送電経路の選定）</u></p> <p>第204条 <u>連系線利用申込者は、希望する送電経路を選定の上、本機関に対し、希望計画を提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>連系線利用申込者は、本機関が交直変換設備の制約の回避その他連系線の効率的な運用に必要があると認める場合は、送電経路の変更について協議しなければならない。</u></p>	<p>第204条 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>(通告変更の申込み期限)</u></p> <p>第205条 <u>連系線利用者は、通告変更の申込みを行う場合においては、ゲートクローズまでに、その申込みを行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、連系線利用者は、ゲートクローズ以降（実需給時間帯を含む。）であっても、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、通告変更の申込みを行うことができる。この場合において、連系線利用者は、発電販売計画等をあわせて変更しなければならない。</u></p> <p>一 <u>実需給30分断面の終了時刻の15分前までであること</u></p> <p>二 <u>同一の発電契約者による供給区域を越えた発電機の持ち替えであること</u></p> <p>三 <u>混雑処理を伴わないこと</u></p> <p>四 <u>当該連系線利用者の供給先の調達計画に変更が生じないこと</u></p>	<p>第205条 <u>削除</u></p>
<p><u>(通告値の大幅な変化が想定される場合の措置)</u></p> <p>第206条 <u>一般送配電事業者は、通告値の大幅な変化によって、供給区域内の周波数調整が困難になる又は困難になるおそれがある場合において、その改善のために必要なときは、本機関及び当該通告値の変動の原因となる連系線利用者と協議の上、連系線利用に関する15分ごと又は5分ごとの計画値の提出を求めることができる。</u></p>	<p>第206条 <u>削除</u></p>
<p><u>(複数の連系線希望計画をまとめた連系線の利用)</u></p> <p>第207条 <u>連系線利用申込者は、交直変換設備の利用に関する制約により連系線を利用することができない場合において、複数の連系線利用申込者の連系線希望計画の内容を考慮することによって、当該制約を回避することができるときは、当該複数の連系線希望計画を共同で提出することによって、連系線を利用することができる（以下「連系線の共同利用」という。）。</u></p> <p>2 <u>連系線利用申込者は、連系線の共同利用を行うにあたっては、連系線希望計画の提出にあたって、その旨を明示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>連系線利用申込者は、連系線の共同利用を途中で解消し、又はすでに容量登録された単独の連系線利用計画を連系線の共同利用に利用することはできないものとする。</u></p>	<p>第207条 <u>削除</u></p>
<p><u>(マージンの利用)</u></p> <p>第208条 <u>連系線利用申込者は、業務規程第151条第1項及び第2項に掲げる場合において、連系線のマージンの一部を利用することを希望するときは、本機関に対し、マージンの利用を前提とした連系線希望計画を提出しなければならない。</u></p>	<p>第208条 <u>削除</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用)</u></p> <p>第208条の2 <u>一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p>	<p>(緊急時の連系線の使用)</p> <p>第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若又は需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給状況が悪化している場合又は需給状況の悪化が予想される場合への対応のために、一時的に運用容量(運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量)を超過して連系線を使用したときは、本機関に対し、理由とともに報告する。</p>
<p>(契約の認定の申請)</p> <p>第209条 連系線の利用を希望する者は、本機関に対し、自己が有する電力の受給又は振替供給に係る契約について、電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源等の承認の申請)</p> <p>第209条 電源等保有者は、本機関に対し、業務規程第144条に定める承認を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(承認を受けた電源等の取扱い)</p> <p>第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、前日スポット取引へ影響が生じることがないように翌々日以降の発電に係る計画の減少はできないものとする。但し、発電設備不具合(作業停止期間の延長を含む。)や系統故障等により発電することが難しい場合はこの限りでない。</p> <p>2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条に基づく混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。</p>
<p>(認定の対象とする契約)</p> <p>第210条 電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点における空容量又は当該連系線利用計画の計画潮流の範囲内で認定を受けることができる。</p> <p>一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力(揚水式を除く。)又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること</p> <p>二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること</p> <p>三 連系線同時建設電源に関する契約 前各号に該当する電源のほか、連系線の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約(業務規程第135条第2号イに定める供給先未定発電事業者等による連系線利用計画を含む。)であること。但し、当該電源から供給されることを前提に当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担が行われた部分に限る。</p>	<p>(業務規程第144条の2へ移設)</p> <p>第210条 削除</p>
<p>(認定に係る最大電力)</p> <p>第211条 契約の認定に係る最大電力(以下「認定最大電力」という。)は、認定契約の契約書(契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。)において定められた常時受電可能な電力の最大値(但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合</p>	<p>第211条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>は、<u>契約書において当該事業者が常時受電可能な電力</u>から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。</p> <p>一 <u>電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に伴い消費されるべき電力</u></p> <p>二 <u>原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力</u></p> <p>2 <u>認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合又は契約書が締結されていない場合には、認定最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値とする。</u></p> <p>一 <u>供給計画（供給先未定発電事業者等による連系線利用計画においては、第201条第2項各号に定める書類を含む。以下、本条及び次条において同じ。）に計上されている電力（供給計画上は明示されていなくとも、供給力の算定根拠となっている電力を含む。）</u></p> <p>二 <u>過去の実績から高い蓋然性をもって受電することが見込まれる電力</u></p> <p>3 <u>認定最大電力は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないものとする。</u></p>	
<p>(<u>認定される期間</u>)</p> <p>第212条 <u>認定契約に係る認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている場合において、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。</u></p>	<p>(業務規程第144条の3へ移設)</p> <p>第212条 <u>削除</u></p>
<p>(<u>複数の送電経路により受給できる場合の取扱い</u>)</p> <p>第213条 <u>複数の送電経路により受給できる契約については、認定最大電力の範囲内において、送電経路ごとに最大電力を振り分けて定めることができる。</u></p>	<p>第213条 <u>削除</u></p>
<p>(<u>認定契約に変更があった場合の取扱い</u>)</p> <p>第214条 <u>認定契約を有する者は、認定契約の内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該認定の変更の申請を行わなければならない。但し、最大電力の減少又は認定期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の契約認定申請書の様式は、本機関が定める。</u></p>	<p>(<u>承認内容に変更があった場合の取扱い</u>)</p> <p>第214条 <u>承認電源等保有者は、承認内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。但し、承認期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認電源等の変更の申請を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>承認電源等保有者は、本機関が定めた様式に従った申請書を提出することによって前各項の申請を行う。</u></p>
<p>(<u>認定契約の定期審査に伴う資料提出</u>)</p> <p>第215条 <u>認定期間が10年を超える認定契約を有する者は、認定時点から3年ごとに、当該契約が継続する見通しを本機関に提出しなければならない。</u></p>	<p>(<u>電源等の審査に伴う資料提出等</u>)</p> <p>第215条 <u>承認電源等保有者は、本機関が業務規程第144条及び第147条の審査を実施するために要請した資料等の提出を行うとともに、当該承認電源等の運用状況を本機関に説明しなければならない。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(<u>認定期間の延長の仮認定</u>)</p> <p>第216条 <u>期間延長申請を行おうとする者(以下「期間延長申請者」という。)は、申請に係る審査の期間を確保するため、認定契約の認定期間の満了日(供給計画等に基づき認定を受けている契約については供給計画の提出日。以下、この条において同じ。)の1か月前から、認定期間延長の仮申請を行うことができる。この場合、期間延長申請者は、認定期間の延長を証する契約書等の添付を要しない。</u></p> <p>2 <u>仮申請を行った者は、期間の延長が確定した日から1か月以内に、認定期間の延長を証する契約書を添付の上、期間延長申請を行わなければならない。</u></p>	<p>第216条 <u>削除</u></p>
<p>(<u>認定期間満了日までに期間延長申請等を行わなかった場合の取扱い</u>)</p> <p>第217条 <u>期間延長申請者は、申請に係る契約の認定期間の満了日までに、期間延長申請又は前条による仮申請を行わなかった場合は、認定期間の満了日から1か月以内に限り、期間延長申請を行うことができる。</u></p>	<p>第217条 <u>削除</u></p>
<p>(<u>混雑処理における抑制順位</u>)</p> <p>第218条 <u>連系線の混雑処理にあたっては、次の各号の順にしたがって、連系線利用計画及び通告値(以下、本章において「連系線利用計画等」という。)を抑制するものとする。</u></p> <p>一 <u>第2号から第6号に該当しない連系線利用計画等</u></p> <p>二 <u>第210条第1項第3号に基づき認定された連系線同時建設電源に関する契約による連系線利用計画等</u></p> <p>三 <u>第210条第1項第2号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による連系線利用計画等</u></p> <p>四 <u>卸電力取引所の前日スポット取引による連系線利用計画等</u></p> <p>五 <u>本機関の指示等に基づく連系線利用計画等(連系線を活用した周波数調整の実施に伴う計画を含む)</u></p> <p>六 <u>第210条第1項第1号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による連系線利用計画等</u></p> <p>2 <u>前項各号に該当する連系線利用計画等が複数存在するときは、当該連系線利用計画等の中の抑制順位は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>前項第1号及び第3号に該当する連系線利用計画等の中の抑制順位 登録時刻が遅い順に抑制する。但し、登録時刻が同一の連系線利用計画等については、同じ抑制順位として取り扱う。</u></p> <p>二 <u>前項第2号及び第4号に該当する連系線利用計画等の中の抑制順位 同じ抑制順位として取り扱う。</u></p> <p>三 <u>前項第5号に該当する連系線利用計画等の中の抑制順位 本機関の指示の内容及び抑制の対象及び抑制量を決定する。</u></p> <p>四 <u>前項第6号に該当する連系線利用計画等の中の抑制順位 当該潮流の抑制の実効性、抑制した場合の公衆安全及び発電設備の保安への影響、その他想定される影響を考慮して、抑制の対象及び抑制量を決定する。</u></p> <p>3 <u>同じ抑制順位の連系線利用計画等の抑制量は、抑制前の連系線利用計画等の値に応じて按分した値とする。なお、連系線利用計画等の抑制量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</u></p>	<p>(業務規程第143条の2へ移設)</p> <p>第218条 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)</p> <p>第219条 <u>複数の連系線において同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する連系線利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した連系線ごとに第218条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該連系線利用計画等の抑制量とする。</u></p>	<p>(業務規程第143条の3へ移設)</p> <p>第219条 削除</p>
<p>(緊急時の混雑処理方法)</p> <p>第220条 <u>次の各号に掲げる場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第218条に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい連系線利用計画等を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)</u>。但し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。</p> <p>一 <u>発電機の故障、需要の急激な減少等に伴う通告変更により相殺潮流(混雑が発生した方向と逆方向に流れる潮流をいう。以下同じ。)</u>が減少し、混雑が発生した場合</p> <p>二 <u>業務規程第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、混雑が発生した場合</u></p>	<p>(業務規程第143条の4へ移設)</p> <p>第220条 削除</p>
<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 <u>混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、緊急抑制又は第218条に基づく混雑処理を行うまでの間の電力システムの安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう発電機の出力の調整を行う。</u></p>	<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 <u>混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の4までの規定に基づく混雑処理を行うまでの間の電力システムの安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。</u></p>
<p>(年間計画及び月間計画における作業時の混雑処理方法)</p> <p>第222条 <u>計画潮流の年間計画及び月間計画において、電力設備の作業停止計画によって連系線の運用容量が減少し、混雑が発生する場合は、混雑が発生する時間帯の混雑処理を行う。</u></p>	<p>第222条 削除</p>
<p>(混雑処理の対象外とする利用計画等)</p> <p>第223条 <u>混雑が発生した連系線を利用した連系線利用計画等のうち、次の各号に掲げる連系線利用計画等は、当該連系線における混雑処理の対象としない。</u></p> <p>一 <u>業務規程第151条に基づく混雑が発生した連系線のマージンの一部を利用した供給に係る連系線利用計画等</u></p> <p>二 <u>業務規程第152条に基づく混雑が発生した連系線のマージンを使用した供給に係る連系線利用計画等</u></p> <p>三 <u>業務規程第153条に基づく混雑が発生した連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る連系線利用計画等</u></p>	<p>(業務規程第143条の5へ移設)</p> <p>第223条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第5節 <u>連系線の変更賦課金</u></p> <p>(<u>変更賦課金</u>)</p> <p>第224条 <u>業務規程第150条に基づき一般送配電事業者が賦課する賦課金(以下「変更賦課金」という。)の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>計画変更賦課金</u></p> <p>二 <u>通告変更賦課金</u></p> <p>2 <u>変更賦課金の単価(以下「変更賦課金単価」という。)は、連系線利用者の過度な負担とならず、かつ、連系線利用者が使用しない連系線の容量が適切に開放される最低限の水準とし、本機関が定め公表する。</u></p>	<p>第224条 <u>削除</u></p>
<p>(<u>変更賦課金の対象となる連系線</u>)</p> <p>第225条 <u>変更賦課金の対象となる連系線(以下「対象連系線」という。)は、次の各号に掲げる時点において、空容量が運用容量の5パーセントを下回る連系線とする。但し、対象連系線を迂回して送電する経路があり、かつ、その経路上の全ての連系線が変更賦課金の対象外であるときは、当該連系線を対象連系線としない。</u></p> <p>一 <u>計画変更賦課金 受給日の7日前の17時</u></p> <p>二 <u>通告変更賦課金 受給日の前日の17時</u></p> <p>2 <u>本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</u></p> <p>3 <u>本機関は、計画潮流の断面ごとに、対象連系線の設定の可否を判定するものとする。</u></p>	<p>第225条 <u>削除</u></p>
<p>(<u>変更賦課金の対象となる連系線利用計画等</u>)</p> <p>第226条 <u>変更賦課金の対象とする計画は、次の各号に掲げる対象連系線に係る連系線利用計画等(以下「賦課金対象利用計画等」という。)とする。</u></p> <p>一 <u>計画変更賦課金の対象とする連系線利用計画</u>  <u>対象連系線の潮流方向と同一方向の連系線利用計画のうち、受給日の前日12時時点における連系線利用計画の値が、受給日の7日前17時時点における連系線利用計画の値から10パーセント以上減少したもの(以下「賦課金対象利用計画」という。)</u></p> <p>二 <u>通告変更賦課金の対象とする通告値</u>  <u>対象連系線の潮流方向と同一方向の通告値のうち、実需給断面における通告値が受給日の前日17時時点における通告値から10パーセント以上減少したもの(以下「賦課金対象通告値」という。)</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により連系線利用計画等の値を減少するときは、変更賦課金の対象としない。但し、第3号は、連系線利用者が、連系線利用計画の変更又は通告変更を行った翌日から第3営業日以内に、変更理由(本機関の指示に伴う変更の場合は除く。)の説明資料を本機関に提出し、本機関が認めた場合に限る。</u></p> <p>一 <u>業務規程第152条に定めるマージンを使用する連系線利用計画等の値を減少するとき</u></p> <p>二 <u>業務規程第153条に定める運用容量拡大分又は運用容量を超過して連系線を使用する連系線利用計画等の値を減少するとき</u></p> <p>三 <u>業務規程別表10-5で変更賦課金の対象外とする理由により連系線利用計画等の値を減少するとき</u></p>	<p>第226条 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更賦課金の対象となる電力量)</p> <p>第227条 <u>変更賦課金の対象となる電力量</u> (以下「<u>変更賦課金対象電力量</u>」という。)は、次の各号に掲げるところにより、<u>計画潮流の断面毎に算定する。</u></p> <p>一 <u>計画変更賦課金の対象となる電力量</u> 受給日の7日前の17時時点における賦課金対象利用計画に対する受給日の前日の12時時点における賦課金対象利用計画の電力量の減少量のうち、受給日の7日前の17時時点における賦課金対象利用計画の10パーセントを超えた部分の電力量</p> <p>二 <u>通告変更賦課金の対象となる電力量</u> 受給日の前日17時時点における賦課金対象通告値に対する実需給断面における賦課金対象通告値の電力量の減少量のうち、受給日の前日17時時点における賦課金対象通告値の10パーセントを超えた部分の電力量</p> <p>2 本機関は、<u>賦課金対象利用計画等を有する者</u> (以下「<u>賦課金対象利用者</u>」という。)が存する供給区域の一般送配電事業者に、<u>変更賦課金対象電力量</u>を通知する。</p>	<p>第227条 <u>削除</u></p>
<p>(変更賦課金の賦課)</p> <p>第228条 <u>一般送配電事業者は、変更賦課金対象電力量について、本機関から通知を受けたときは、変更賦課金対象電力量に変更賦課金単価を乗じた金額を、賦課金対象利用者に賦課する。</u></p>	<p>第228条 <u>削除</u></p>
<p>(調整対象作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により<u>連系線利用計画又は発電計画に影響を受ける発電計画提出者</u>その他関係する電気供給事業者 (以下「<u>関係電気供給事業者</u>」という。)の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調整対象作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により発電計画に影響を受ける発電計画提出者その他関係する電気供給事業者 (以下「<u>関係電気供給事業者</u>」という。)の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出)</p> <p>第238条 <u>次の各号に掲げる連系線利用者及び発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。</u></p> <p>一 <u>広域連系系統等の作業停止計画により、連系線利用計画に影響が生じる連系線利用者</u></p> <p>二 <u>広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者</u></p>	<p>(広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出)</p> <p>第238条 <u>広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項 (一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 発電の抑制若しくは停止又は<u>連系線混雑</u>の回避</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項 (一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視<u>及び優先</u>するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 発電の抑制若しくは停止又は<u>市場分断</u>の回避</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>2 (略)</p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第 1 7 章 その他</p> <p>(事業者コード等の申請)</p> <p>第 2 6 9 条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等、<u>連系線利用計画</u>及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 <u>利用計画コード(申込番号) 連系線利用計画を特定する番号</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第 1 7 章 その他</p> <p>(事業者コード等の申請)</p> <p>第 2 6 9 条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>供給区域のインバランス量の提出</u>)</p> <p>第 2 7 1 条 <u>一般送配電事業者は、算定が完了した供給区域のインバランス量を、原則として算定期間の翌々月の第 4 営業日までに、本機関に提出しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則(平成 2 9 年 月 日)</u></p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>第 1 条 <u>本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、第 3 3 条、第 1 3 8 条から第 1 3 9 条の 2 まで、第 1 9 7 条から第 2 2 8 条まで、第 2 3 3 条、第 2 3 8 条、第 2 4 4 条及び第 2 6 9 条並びに附則第 2 条から第 5 条までの規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から 1 年以内の本機関の理事会において議決した日(但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>更新計画の提出</u>)</p> <p>第 2 条 <u>経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画(30分単位の断面に限る。)を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき</u></p> <p>二 <u>事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき</u></p> <p>三 <u>経過措置計画に対応する需要等の減少の見込み等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき</u></p> <p>四 <u>その他経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少することが明らかになったとき</u></p> <p>2 <u>更新期限は、経過措置の対象日の前々日の 1 2 時までとする。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<p><u>(供給先未定発電事業者等による計画書等の提出)</u></p> <p><u>第3条 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保した場合には、当該供給先未定発電事業者等及び当該供給先事業者は、本機関に対し、当該経過措置計画の全部又は一部を承継させるために、次の各号に掲げる手続を行うことができる。</u></p> <p><u>一 供給先事業者は、原則として、経過措置の対象日の10営業日前までに、本機関に対し経過措置計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から経過措置計画を承継する旨を通知する。</u></p> <p><u>二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ経過措置利用計画を承継する旨を本機関に通知する。</u></p>
(新設)	<p><u>(経過措置の利用状況等の確認への対応)</u></p> <p><u>第4条 経過措置対象者は、経過措置の利用状況等の確認を行うため、本機関が経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。</u></p> <p><u>2 経過措置対象者は、本機関が将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(経過措置計画コードの申請)</u></p> <p><u>第5条 経過措置対象者が統合された場合又は供給先未定発電事業者等から供給先事業者へ経過措置計画が承継された場合には、当該統合した経過措置対象者又は当該供給先事業者は、広域機関システムで使用する経過措置計画を特定する番号として経過措置計画コード(申込番号)(以下「経過措置計画コード」という。)の発行を本機関に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 本機関は、前号の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。</u></p>